



運支第386号
平成31年2月4日

福岡市こども・子育て審議会
委員長 針塚 進 様

福岡市長 高島 宗一郎



障がい児保育の今後のあり方について（諮問）

本市の障がい児保育制度は、昭和58年1月の福岡市児童福祉審議会（当時）の答申に基づいて、同年4月から指定保育所制度により開始しました。

その後、平成13年8月の同審議会からの答申を踏まえ、平成14年4月から、全保育所での障がい児保育を実施しております。

この事業により、市内の保育所・認定こども園の約95%において障がい児保育が実施されるなど、一定の成果を得ることができます。

しかしながら、前回の見直しから15年余が経過し、その間、児童福祉法の改正などの社会情勢や障がい児と保護者を取り巻く環境が変化し、障がい児保育のニーズが高まるとともに、医療的ケアを必要とする児童の保育の受け皿の確保など、新たな課題も生じております。

このような現状を踏まえ、本市においても、医療的ケア児に関する保育ニーズ調査により現状把握に努めるとともに、市立千代保育所において、医療的ケア児保育モデル事業を実施しているところです。

今後、把握した現状や課題を踏まえ、子どもの状態に即した、安全な障がい児保育を推進していく必要があると考えております。

つきましては、障がい児保育の現状や課題を踏まえ、医療的ケア児や障がいの程度が重い子どもへの安全な保育の提供、障がい児保育に係る判定制度の見直しなど、本市における障がい児保育の今後のあり方について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。